

Press Release

各 位

三 菱 UFJ 国際 投信 株式会社
 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

『いよいし ジャパン・ベンチャー・ファンド』
募集・設定について

追加型／国内／株式

この度、三菱UFJ国際投信は『いよいし ジャパン・ベンチャー・ファンド』を新規に設定いたします。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産	年1回	日本	ファミリーファンド

*属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式 中小型株)です。

*商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧いただけます。

－「成長の飛躍」をとらえる－

近年、国内の中小型株式市場では、
独自のビジネスモデルを持ち、高い利益成長が期待されている
新興成長企業が増加傾向にあります。

こうした中小型株式の中には、
知名度の低さや、投資家向けの広報活動(ＩＲ)が限られている点、
調査・分析を行うアナリストが少ないとなど背景に、
今後の成長性等からみて株価が適正に評価されていない銘柄が
数多く存在していると考えています。

こうした環境下、新興成長企業の「成長の飛躍」をいち早くとらえるべく、
中小型株式に強みを持つ、いちよしアセットマネジメントと
いちよし経済研究所のリサーチ力を活用し、
国内の中小型株式を投資対象とする投資信託をご用意いたしました。

皆さまの今後の資産運用に貢献すべく、当ファンドをご提供いたします。

2017年11月

三菱UFJ国際投信



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

特色
I

わが国の中小型株式に投資します。

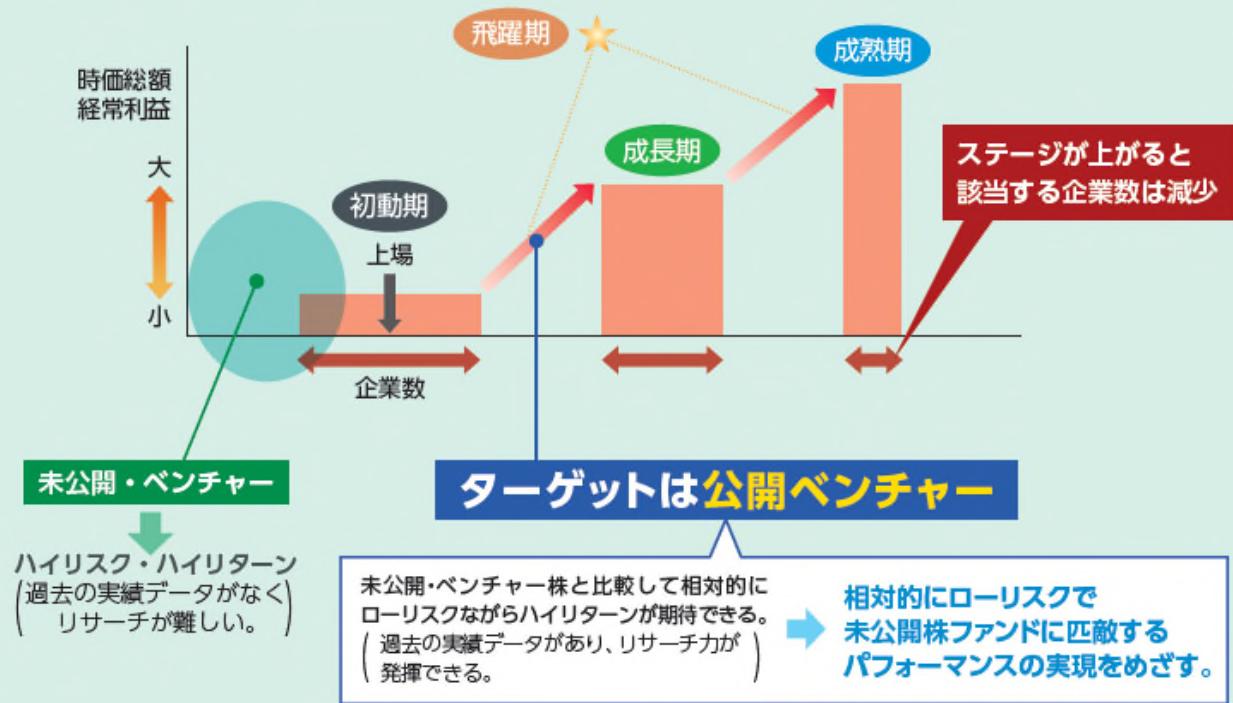
◆ わが国の金融商品取引所に上場されている中大型株式(新興市場で取引されている株式を含みます。)の中から、企業の成長性が高く、かつ株価水準が割安であると判断される銘柄を中心に投資します。

◆ 公開ベンチャーを中心とした投資を行います。

上場企業のうち、ファンダメンタルズが良好で高い成長力を有し、近い将来において飛躍期を迎える可能性が高いと判断され、次のステージでのビジネスモデル、ビジネスプランが明確であると判断される企業を「公開ベンチャー」と位置付け、これらの企業に投資します。

※ 実際の運用はいちよし 公開ベンチャー・マザーファンドを通じて行います。

成長企業の発展パターン図(イメージ)

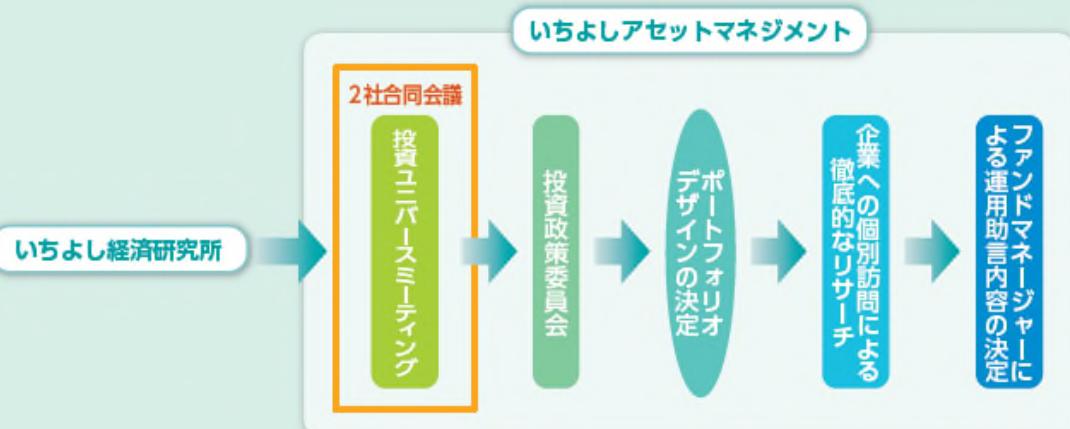


特色
2

中小型株に特化した、いちよしアセットマネジメント株式会社の運用アドバイスを受けます。

- ◆ いちよしアセットマネジメントは、新興成長企業の調査研究に専念するいちよし経済研究所、中小型成長株に強みを持ついちよし証券など、いちよしグループのリサーチ力を結集し、公開ベンチャーに特化した運用アドバイスを行います。

いちよし ジャパン・ベンチャー・ファンド運用助言決定プロセス



※組織変更等により、上記の名称・内容等は変更となる場合があります。

- ・いちよし経済研究所の継続的にフォローする銘柄(JASDAQおよび新興企業等を対象とした市場(東証マザーズ等)を中心に約450社)を中心にいちよしアセットマネジメントが投資候補ユニバースを作成します。
- ・そのユニバース銘柄の中からボトムアップ・アプローチ*により銘柄選定を行います。いちよしアセットマネジメントの担当ファンドマネージャー、およびいちよし経済研究所の中小型成長株に特化したアナリストによる徹底したリサーチ力を活用し、公開ベンチャーとして投資するに相応しいマネジメントとビジネスモデルを有した企業であるかどうかを判断します。

いちよしアセットマネジメントについて

いちよしアセットマネジメントは、徹底的なリサーチにより、多くの中小型株の中でも「成長の飛躍」が期待される銘柄を発掘します。

いちよし経済研究所について

いちよし経済研究所は、調査・研究領域を東証1部・2部、JASDAQ、マザーズ等に上場している中小型成長株に特化しています。そのなかで、アナリストが継続的にフォローする銘柄は約450社になっており、証券系調査機関の中で高いカバー率を誇っています。

※上記の内容は2017年5月末現在のものであり将来変更される可能性があります。



* 【ボトムアップ・アプローチ】 投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。



ボトムアップ・アプローチによる銘柄選定を行い、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

- ◆ いよいよアセットマネジメントの担当ファンドマネージャー、いよいよ経済研究所の中小型株専門アナリストによる徹底したリサーチ力を活用して、三菱UFJ国際投信が銘柄選定を行います。

※ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。



年1回決算を行い、決算日(11月29日(休業日の場合は翌営業日))の前営業日の基準価額に応じた分配をめざします。

- ◆ 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ◆ 原則として、決算日の前営業日の基準価額に応じ、以下の金額の分配をめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、決算日の前営業日から決算日まで基準価額が急激に変動した場合等には、以下の分配を行わないことがあります。
- ◆ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2018年11月29日です。)

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当たり、税引前)
11,000円未満	経費控除後の配当等収益の範囲内
11,000円以上13,000円未満	500円
13,000円以上	1,000円

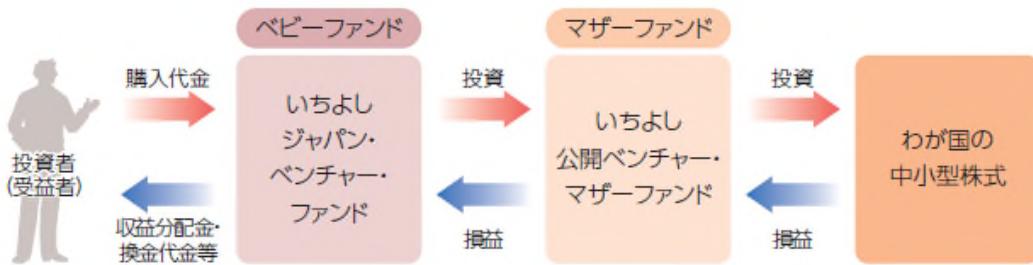
※ 基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。

※ 分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。

■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■ 主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資は行いません。
デリバティブへの投資	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

株価変動 リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

信用 リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、その場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

ファンドは、中小型株式を主要投資対象としているため、大型株式を中心に投資する場合に比べ、株価変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベピーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	当初申込期間：2017年11月6日から2017年11月16日まで 継続申込期間：2017年11月17日から2019年2月27日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。
その他	信託期間	2027年11月29日まで(2017年11月17日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年11月29日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2018年11月29日
	収益分配	年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	250億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	購入価額に対して、 上限3.24%（税抜 3.00%） (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等

(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)

信託財産 留保額	ありません。
-------------	--------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率1.836%（税抜 年率1.700%） をかけた額		
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数／365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分（税抜）は、次の通りです。	支払先	対価として提供する役務の内容
その他の費用・ 手数料	委託会社	0.900%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	販売会社	0.700%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等			
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。			

※運用管理費用（信託報酬）および監査費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。
※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2017年7月末現在のものです。

※「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

■委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ国際投信株式会社
■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
■販売会社(購入・換金の取扱い等)	いよいし証券株式会社 セイセイ証券株式会社

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 29 年 10 月 20 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上